

# 令和8年度 尾道市国民健康保険料

## 国民健康保険料の概要

- ◎職場の健康保険、後期高齢者医療保険等に加入している人や、生活保護を受けている人を除くすべての人は、国民健康保険に加入する必要があります。  
加入人数、月数等に応じて保険料がかかります。(月末日の資格の有無でその月の賦課の有無が決まります。日割りではありません。)
- ◎世帯ごとに計算し、世帯主宛てに保険料の決定通知書等を送付します。  
世帯主が国保の加入者でない場合も、世帯内に国保加入者がいる場合は、世帯主宛てに保険料の決定通知書等を送付します。(この場合の世帯主を擬制世帯主といいます。)

## 子ども・子育て支援金制度が創設されました

令和8年度から、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、子ども・子育て支援金制度が創設されました。  
これにより、新たに子ども・子育て支援金(子ども分)をご負担いただくことになりました。  
ただし、高校生世代以下(18歳に達する年度の末日まで)の人は、子ども分の均等割額はかかりません。

## 令和8年度の保険料率および額

今年度に予測される医療費から、皆さんが病院で支払う一部負担金や国からの補助金などを差し引いた額(医療分)と後期高齢者医療制度に対する支援金分(支援金分)、介護保険制度に対する支援分(介護分)、子ども分を合計したものを、県が算定した標準保険料率を参考に市が次の項目ごとに保険料率(額)を決定し、保険料として各世帯に割り当てます。

### 【各項目の算出方法】

- 「所得割」…加入者ごとに計算： $(\text{令和7年中の総所得金額等}(\ast 1) - \text{基礎控除額}(\ast 2)) \times \text{所得割率}$   
 $\ast 1$  雑損失の繰越控除がある場合は控除前、分離譲渡所得に係る特別控除がある場合は控除後の金額となります。  
 $\ast 2$  地方税法に定める方法により計算します。合計所得が2,400万円以下の場合は43万円となります。

「均等割」…加入者数に応じて計算：均等割額×加入者数

「平等割」…1世帯ごとに計算

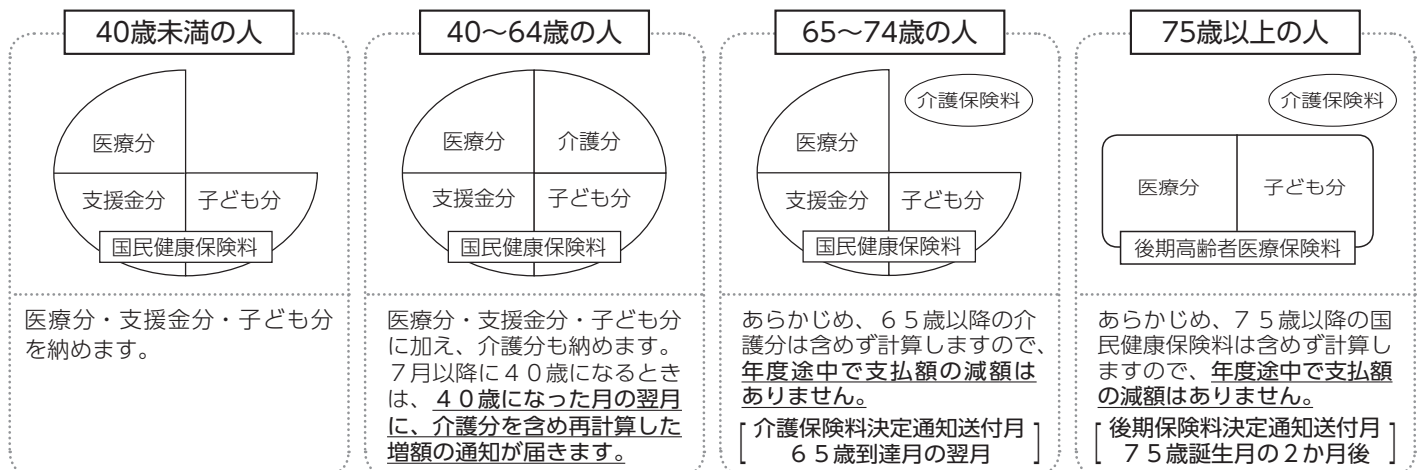
「          」の部分が、今年度から変更となりました。

(子ども分の均等割額は、「均等割額：1,260円」と「18歳以上均等割額：40円」の合算額になります。)

	医療分	支援金分	子ども分	介護分 (40歳～64歳)	合 計	
					(介護分無し)	(介護分含む)
所得割	8.41%	2.78%	0.28%	2.50%	11.47%	13.97%
均等割	33,760円	11,120円	1,300円	12,200円	46,180円	58,380円
平等割	22,920円	7,560円	760円	6,160円	31,240円	37,400円
賦課限度額(※3)	67万円	26万円	3万円	17万円	96万円	113万円

※3 世帯で合計した結果が、「賦課限度額」を超える場合は、「賦課限度額」がその項目の保険料額になります。

## ■年齢に応じて、保険料の内訳・制度が異なります



※国民健康保険料は世帯ごとに計算し、介護保険料と後期高齢者医療保険料は個人ごとに計算します。

# 保険料の軽減制度

## 1 低所得者に対する保険料軽減

次の要件に当てはまる世帯は、均等割・平等割の保険料が軽減されます。(申請の必要はありません。)

### ◎世帯主（擬制世帯主含む）および加入者の前年中の所得金額の合計が

43万円+10万円×(給与・年金所得者数-1)以下	7割軽減
43万円+10万円×(給与・年金所得者数-1)+31万円×(加入者数)以下	5割軽減
43万円+10万円×(給与・年金所得者数-1)+57万円×(加入者数)以下	2割軽減

※10万円×(給与・年金所得者数-1)は、給与・年金所得者の数が2以上の場合のみ計算します。給与・年金所得者数は同一世帯の加入者と世帯主のうち、以下のいずれかの条件を満たす人の数です。

- ・給与収入が55万円を超える人(給与収入のうち、事業専従者給与分を除く)
- ・令和7年12月31日現在65歳未満かつ公的年金等収入額が60万円を超える人
- ・令和7年12月31日現在65歳以上かつ公的年金等収入額が125万円を超える人

※賦課期日(4月1日)または賦課期日後に納付の義務が発生した場合には発生した日で判定します。

※世帯主および国保加入者に所得不明な人がいると軽減できませんので、前年中に収入がなかった人や非課税収入のみの人についても所得の申告が必要となります。(ただし、尾道市内に居住の親族の税金上の扶養になっていた人は不要です。)

※前年に公的年金等所得があり、前年末に65歳以上の人は、公的年金等所得から最高15万円を控除した額で判定します。

※雑損失の繰越控除がある場合は、控除後の所得金額で判定します。

※事業専従者控除や分離譲渡所得に係る特別控除がある場合は、控除する前の所得金額で判定します。

※事業専従者給与分にかかる所得は、判定基準の所得に含みません。

## 2 産前産後期間の保険料軽減

申請が  
必要です

出産予定の(出産をした)加入者の、産前産後期間の保険料(所得割額および均等割額)が軽減されます。妊娠85日以降であれば、死産や流産も対象となります。

軽減の対象期間は、出産(予定)月の前月から起算した4カ月間(多胎妊娠の場合は出産(予定)月の3カ月前から起算した6カ月間)です。

※軽減適用には申請が必要です。申請は出産予定日の6カ月前から可能です。



## 3 未就学児の均等割額軽減

未就学児(令和2年4月2日以降に生まれた人)の均等割額(医療分・支援金分)について、2分の1を減額します。既に低所得者に対する軽減が適用されている場合は、その軽減を適用後に、更に2分の1を減額します。

## 4 高校生世代以下の人の均等割額(子ども分)軽減

高校生世代以下(平成20年4月2日以降に生まれた人)の子ども分の均等割額について、全額を軽減します。

## 5 非自発的失業者に対する軽減

申請が  
必要です

会社の倒産や解雇、雇用期間満了など非自発的理由で失業した人は、保険料が軽減されます。

この制度の適用を受けるには、申請が必要です。

申請に必要なもの：雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知、資格確認書または資格情報のお知らせ

### ●軽減対象者

離職日時点で65歳未満の雇用保険受給者のうち、雇用保険受給資格者証等の「離職理由コード」が11・12・21・22・23・31・32・33・34のいずれかである人

### ●軽減内容

該当者の前年の給与所得を100分の30とみなして保険料を計算します。

### ●軽減期間

離職した日の翌日から翌年度末までの期間

## 6 後期高齢者医療制度移行に伴う経過措置

後期高齢者医療制度への移行に伴って、国民健康保険料が次のとおり軽減されます。

### (1) 低所得者に対する軽減

国保から移行した後期高齢者の所得および人数も含めて保険料の軽減判定を行います。  
(世帯主、後期移行者、国保加入者の関係に変更がない場合に限りです。)

### (2) 平等割額に対する経過措置

国保の加入者が後期高齢者医療制度に移行したことにより、残った国保加入者が一人となる場合は、平等割額(介護分を除く)を、移行してから5年経過後の年度末までは半額、その後3年間は4分の3の額とします。

(世帯主、後期移行者、国保加入者の関係に変更がない場合に限りです。ただし、この経過措置の判定は賦課期日に毎年行います。)

### (3) 被扶養者であった人に対する経過措置

申請が  
必要です

健保組合等の被保険者が後期高齢者医療制度に移行したことにより、被扶養者だった人(旧被扶養者：国保加入時に65歳以上の人)に限り、国保に加入した場合は、次のとおりとします。

① 旧被扶養者の所得割については賦課しません。

② 旧被扶養者の均等割額を、資格を取得した月以後2年間半額とします。

③ 旧被扶養者のみの世帯の場合は、平等割額も資格を取得した月以後2年間半額とします。

※②、③について、低所得者に対する軽減制度の7割・5割軽減に該当する場合は適用せず、2割軽減に該当する場合は半額とします。

## 保険料の減免制度

申請が  
必要です

次のような事由により保険料を納付することが困難な場合は、保険料を減免(全部または一部)する制度があります。原則、納期限(公的年金からの差引きの場合は年金が支給される日)までに申請が必要です。

- 貧困のため公私の扶助を受けて生活している
- 震災・風水害、火災その他これに類する災害により被害を受けた
- 失業または休業、その他の理由により所得が減少し、生活が著しく困難になった  
※所得割のみ減免対象となります。世帯の収入および資産を調査し、総合的に判断して決定します。
- 刑務所、留置所等に1カ月を超えて入っている

## 保険料の納め方

### 1 口座振替または納付書による納付(普通徴収)

(1) 口座振替 いずれかの方法で、一度手続をすれば、次年度以降も自動的に継続され、納め忘れがなくなり便利です!

・市内に本支店のある銀行・農協・漁協・金庫・信用組合・ゆうちょ銀行(郵便局)の金融機関で手続することができます。

【手続に必要なもの：振替口座が確認できる書類(通帳等)、その届出印】

※概ね毎月20日までに手続をすると、翌月分から振替開始となります。

・市役所(本庁及び浦崎・百島を除く各支所)で、口座振替依頼書を記入後、専用端末にキャッシュカード(漁協・信用組合を除く上記の金融機関のもの)に限り、暗証番号を入力することで手続することができます。

※概ね月末までに手続をすると、翌月分から振替開始となります。

### (2) 納付書

市内に本支店のある銀行等(三井住友銀行は除く)で納付してください。バーコード表示のある納付書はコンビニでも納付できます。スマートフォンアプリ(PayB・PayPay・au PAY・d払い)での納付も可能です。(ただし、領収書は発行されません。)

### ◆普通徴収の納期限

納期限は、7月～3月までの原則月末(12月は25日)、該当日が土・日・祝日の場合は、翌営業日となります。

## 2 公的年金からの差引き（特別徴収）

次の条件にすべて該当する世帯は、自動的に10月に特別徴収に切り替わります。（申請の必要はありません。）

- 世帯主が国保加入者
- 加入者全員が65～74歳
- 世帯主が介護保険料特別徴収対象者
- 国保と介護の保険料の合計が特別徴収対象となる年金の支給額の1/2以下

※世帯主が、年度途中で75歳に到達予定の場合は、年度当初（4月）から特別徴収が中止となります。

### ◆特別徴収の納付月（令和8年度）

年6回の公的年金支給日に保険料を差し引きます。

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
令和8年2月分の保険料額と同じ額を差し引きます。			確定した年間保険料から、仮徴収分を差し引いた額を3回に振り分けて差し引きます。		

※年度内の各納付月の保険料が概ね均等になるように、8月で調整を行う場合があります。

※特別徴収の額は、年度途中で変更できないため、年度途中で保険料が増額の場合、増額分は普通徴収となります。

また、減額の場合は、特別徴収から普通徴収へ切り替わります。

※令和8年度から特別徴収の対象となる場合は、確定した年間保険料を6回に分けて、そのうち3回分を第1～3期の普通徴収で納めていただき、残り3回を10月・12月・2月の年金から差し引きます。

⇒翌年度（令和9年度）の4月・6月・8月の仮徴収額は、令和9年2月の本徴収額と同額となります。

## 納付方法を特別徴収から口座振替へ変更できます

特別徴収に該当する場合は、原則は特別徴収ですが、次の①②いずれにも該当する人は、申出により口座振替に変更することができます。

- ①口座振替手続済みの人
- ②滞納のない人

### 【手続方法】

金融機関へ口座振替依頼書を提出後、その控えを添付のうえ（既に口座登録済みの人は不要です。）、「納付方法変更申出書」を、市民税課保険料係または各支所窓口へ提出してください。

**10月から特別徴収停止の申出期限 令和8年7月31日（金）**

（この期限以降の申出による変更時期については、お問い合わせください。）

※既に変更の手続をしている場合や、特別徴収のままで差し支えない場合は、手続の必要はありません。

公共団体の基幹事務システムの統一・標準化に伴い、尾道市では令和8年3月から、国民健康保険料納入通知書の様式が変更されました。

## ◆◆◆ 支払が困難な場合は、早めにご相談ください!! ◆◆◆

納期限までに納付できない場合は、収納課へ相談してください。（収納課収納係：0848-38-9174）

### ▼ 特別な理由もなく滞納すると・・・▼

きちんと納めている人との公平を図るため、特別な理由がないのにいつまでも滞納を続ける人は、特別療養費の支給対象となり、診療時の医療費をいったん全額払っていただくようになります。



**お問い合わせ先** : **尾道市市民税課保険料係**  
**電話** (0848) 38-9145